

浜松市北行政センター広告付き周辺案内地図設置事業者募集要領

1 事業目的

浜松市北行政センターにおいて、北地域内の地図情報及び企業広告を提供することにより、来庁者の利便性の向上及び地域経済の活性化を図る。また、広告掲載により得られる収入を市民サービスの向上に活用する。

2 募集内容

「浜松市北行政センター広告付き周辺案内地図設置業務仕様書」のとおり

3 設置場所の概要

(1) 所在地 浜松市浜名区細江町気賀 3 0 5 番地 浜松市浜名区北行政センター庁舎

(2) 設置場所 正面玄関風除室内（別紙 1 のとおり）

(3) 開庁時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(4) 閉庁日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(5) 参考数値 浜名区北地域 人口 54,050 人 23,787 世帯

※令和 8 年 4 月 1 日現在（住民基本台帳による）

令和 6 年度における北行政センター業務取扱業務件数 113,254 件

※令和 6 年度区役所業務取扱調査による。

（北行政センター庁舎内の浜名土木整備事務所、農地利用課、農業振興課及び外部団体（浜松市北障がい者相談支援センター、北法務局証明サービスセンター）と隣接の健康づくりセンターは含まない。）

1 日あたりの平均件数 約 466 件 （開庁日 243 日）

4 応募資格

応募には、次の要件を全て満たしていること。

(1) 浜松市税に未申告及び滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札への参加を制限されていないこと。

(3) 「浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要領」をはじめ、全国の行政機関において入札参加停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

5 提案条件等

(1) 設置期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（5年間）

ただし、設置期間内であっても、庁舎の工事や組織改編等による庁舎内レイアウトの変更等により、指定した設置場所の変更や、本広告事業の中断、中止することがある。

(2) 提案金額

提案金額は、通年（1年間）とし、最低提案金額は240,000円（消費税別）とする。

なお、設置場所に係る行政財産の目的外使用料及び電気料は、別途徴収とする。

(3) その他

その他の提案条件については、「浜松市北行政センター広告付き周辺案内地図設置業務仕様書」を確認すること。

6 応募方法

応募にあたっては、現地の状況を確認の上、以下の事項に留意すること。

(1) 企画提案申込書及び企画提案募集要領等に関する質問書の提出

ア 提出期間

令和8年6月5日（金）から令和8年6月12日（金）まで

（午前9時00分から午後5時00分まで 土曜日、日曜日を除く）

イ 提出先

浜松市浜名区細江町気賀305番地 浜松市北行政センター地域振興担当

ウ 提出方法

提出期間内に、企画提案申込書（様式1）及び企画提案募集要領等に関する質問書（様式2）を提出先まで持参してください。

※郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出はできません。

また、電話や訪問等による個別の質問には対応しません。

※全ての応募者に対して、**令和8年6月16日（火）**までに企画提案申込書の審査結果と質問書の回答を電子メールでお知らせします。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期間

令和8年6月17日（水）から令和8年6月26日（金）まで

（午前9時00分から午後5時00分まで）

イ 提出先

浜松市浜名区細江町気賀305番地 浜松市北行政センター地域振興担当

ウ 提出方法

提出期間内に提出先へ持参すること。

※提出書類は、封筒に社名を記載して、封入した状態で提出ください。なお、封印や割印は不要です。

エ 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

※以下の書類を全て提出してください。なお、提出書類はパンフレット及び証明書等を除き、A4サイズとしてください。

① 企画提案書（様式3）

※企画提案書記載要領（別紙４）に従って作成してください。

② 会社概要

※パンフレットなど、会社の概要が分かる資料を添付してください。

③ 企画詳細

④ 類似業務の実績を示す資料

⑤ 事業者の広告審査体制

⑥ 設置までの作業スケジュール表

⑦ 各種の問い合わせや機器等の故障に対する対応体制

⑧ 法人関係資料

※浜松市税の完納証明書（様式４）、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

7 選定方法等

（１）選定基準

浜名区役所業務委託契約等検討会議において、次表の①から⑤までの項目により評価し、評価点の平均点が 60 点以上の提案の中で、最も高い評価点を得た提案者を設置事業者として選定する。

なお、全ての事業者の評価点が 60 点に満たない場合は、設置事業者の該当無しとする。

評価項目	配点
① 事業者の業務形態及び業務実績について	20 点
② 広告の審査体制について	20 点
③ 問い合わせや機器等の故障への対応体制について	20 点
④ 創意工夫等について	30 点
⑤ 提案金額について	10 点

（２）選定の公表

選定結果については、浜松市のホームページで結果を公表し、選定された事業者には電話にて通知する。※審査の経緯の公表はしません。

（３）その他

選定された事業者は、浜松市との間で広告掲出に係る契約を取り交わすとともに、浜松市北行政センター庁舎の使用に係る行政財産の目的外使用許可申請を行うものとする。

8 失格事項

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）応募資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）募集要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、提出書類作成上の留意事項等の条件に適合しない事項があった場合

9 担当窓口

浜松市北行政センター 地域振興担当 管財・調達グループ

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 3 0 5 番地 電話 053-523-2876